

徳島大学と北里大学との連携・協力に関する包括協定書

徳島大学と北里大学は、相互の連携及び協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両大学が連携・協力のもと、教育・研究活動全般における交流を推進し、相互の教育・研究の一層の進展及び地域社会並びに国際社会の発展に資することを目的とする。

(連携・協力事項)

第2条 この協定による連携・協力事項は、次のとおりとする。

- (1) 共同利用・共同研究拠点「酵素学研究拠点」における共同利用・共同研究の推進に関する事。
- (2) 学術研究の推進に関する事。
- (3) 学生の教育・研究に関する事。
- (4) 病院の連携に関する事。
- (5) その他両大学が必要と認める事。

(協議会の設置)

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、協議会を設置することができるものとする。

(事業の実施)

第4条 この協定に基づく具体的な事業の策定及び実施等については、その都度両大学が覚書により合意するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定は、締結の日から発効し、有効期間は平成23年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の6ヶ月前までに、両大学のいずれからも協定の終了の申し出がない場合は、この協定は、更に1年間有効期間を更新するものとし、その後も同様とする。

(その他)

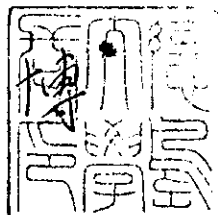
第6条 この協定に定めのない事項は両大学が協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として、この協定書2通を作成し、双方署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成22年2月15日

徳島大学長

青野 敏



北里大学長

柴 忠義

